



(法令編)

No. 87

3月号

町会度重三発行  
課務総集編

目次

条例

○度会町職員給与条例の一部を改正する条例…(条例第一号)

○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例…(条例第二号)

○度会町条例第一号

度会町職員給与条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十三年二月二十四日

三重県度会町長 浜岡 和一

度会町職員給与条例の一部を改正する条例

度会町職員給与条例(昭和三十一年度会町条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「四百二十円」を「五百十円」に、「五百四十円」を「七百六十五円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。

第十六条第二項中「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

別表を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の度会町職員給与条例(第十六条を除く。以下「改正後の条例」という。)の規定および附則第十二項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十二年八月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の度会町職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および町長の定めるこれに準ずる職務の切替日における号給又は給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例およびこれに基づく規則に従って定められたものでなくてはならない。

(暫定手当)

7 職員に昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を規則の定めるところにより支給する。

給する。

8 前項の規定により支給される暫定手当の額は、給料表の各職務の等級の号給又は給料月額ごとに、規則で定める暫定手当の月額に、昭和四十三年三月三十一日までは五分の一を、同年四月一日以降は五分の二をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

(昭和四十三年四月一日以降の給料月額等)

9 改正後の条例別表に掲げる給料表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれもその額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該職務の等級の号給についての規則で定める暫定手当の月額に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとし、昭和四十三年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員のものそれぞれ昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降における給料月額は、町長の定める額とする。

(給与の内払)

10 改正前の条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の属する月の

行政職給料表

別表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	27,900	23,900	12,000
2	36,100	29,600	25,200	12,800
3	38,400	31,400	26,500	13,600
4	40,700	33,400	27,900	14,400
5	43,000	35,400	29,400	15,200
6	45,400	37,500	31,000	16,000
7	47,800	39,600	32,800	16,800
8	50,200	41,700	34,600	17,600
9	52,600	43,800	36,300	18,400
10	55,000	45,900	38,000	19,200
11	57,100	48,000	39,700	20,000
12	59,200	50,000	41,300	20,900
13	61,300	52,000	42,900	21,900
14	62,900	53,900	43,900	22,900
15	64,300	55,300	44,900	23,900
16	65,500	56,500		24,900
17	66,600	57,600		25,900
18	67,700	58,600		27,000
19	68,800	59,600		28,100
20		60,600		29,200
21				30,300
22				31,200
23				32,000
24				32,800

末日までの間に職員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

11 (暫定手当を基礎とする給与)

職員に暫定手当が支給される間、改正後の条例第二条第一項中「扶養手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」と同条例第十条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の条例第十七条第二項中「および扶養手当の月額」とあるのは「扶養手当の月額および暫定手当の月額」と、改正後の条例第十八条第二項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月

額と、暫定手当の月額との合計額」と、

「および扶養手当の月額」とあるのは、

「扶養手当の月額および暫定手当の月額」と、改正後の条例第十九条第二項お

よび第三項中「扶養手当および」とある

のは「扶養手当、暫定手当および」と

同条例第四項中「および扶養手当」とある

のは「扶養手当および暫定手当」とそ

れぞれ読み替えて、これらの規定を適用

する。

(規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもの

のほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

○度会町条例第二号

職員の懲戒の手続及び効果に

関する条例の一部を改正する

条例

右公布する。

昭和四十三年二月二十四日

三重県度会町長 浜 岡 和 一

職員の懲戒の手続及び効果に関する条

例の一部を改正する条例

(昭和四十年年度会町条例第二号)の一部を

次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(減給の効果)

第三条 減給は、一日以上六月以下の期間給料の月額と暫定手当の月額との合計額の十分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年一月一日から適用する。

2 この改正条例は、職員に暫定手当が支給される昭和四十五年三月三十一日まで適用する。